

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 6 日現在

機関番号：34314

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25370805

研究課題名(和文) 京都留守居を通じた公武関係史の研究

研究課題名(英文) A Study on the History of Relation between Emperor and Shogun

研究代表者

青山 忠正 (Aoyama, Tadamasa)

佛教大学・歴史学部・教授

研究者番号：30159305

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：研究課題に即し、具体的には、佛教大学附属図書館所蔵「新発田藩京都留守居役寺田家文書」のうちから、日々の執務記録である『御用留』のデジタル撮影と、それを用いた翻刻ならびに解説を、主な柱として作業を進めた。その結果として、これまでに知られていなかった京都留守居が、具体的にどのような職務を担い、また特に幕末の慶応期において、現実の政局にどのようにかかわっていたか、を相当程度、明らかにした。

研究成果の概要(英文)：I have researched the Kyoto keeper of Shibata-han through the Documents of The Teradas, which Bukkyo University Library possessed. I have read especially the official diary. As a result of that, I have clarified the actual business of Kyoto Keepers and how they had concerned on the political situation of the late 19th century that had been unknown by any researchers.

研究分野：明治維新政治史

キーワード：京都留守居 新発田藩 溝口家 条約勅許 大政奉還

1. 研究開始当初の背景

- (1)これまで日本史の学界において、近世における大名家の京都留守居というものは、存在することが知られている程度で、具体的な職制や職務内容については、本格的な研究が全く無いと言ってよいほど手薄であった。
- (2)いっぽう、江戸にあって、大名の代理に相当する江戸留守居については、笠谷和比古氏の研究に代表されるように、一定の研究蓄積があり、その活動状況も、かなりの程度明らかにされていた。具体的には、徳川幕府が全国的に触れを出すときには、大目付が諸大名の江戸留守居を江戸城に集めて触れ渡すのであるが、それに先立ち、触れの文言等についても、江戸留守居側と事前に調整を行うなど、国政の運営に留守居が携わるといったことがあった。これらのことは、徳川幕府の政治運営の方法を見るうえで看過できない、大きな問題といえよう。
- (3)この点を踏まえて、京都留守居についても、とくに19世紀後半になると、大名と公家との間で、政局にかかわる意見の交換や、さらには事前の意見調整などが行われた可能性があると予想された。
- (4)ただし、京都留守居は、江戸留守居と異なり、全大名が必ず設置している職とは限らない。基本的に、10万石以下の小大名は、呉服御用などの代理店的な存在で、業務を代行させていたと思われ、在京の大名屋敷も、全大名が所持していたわけではない。
- (5)その意味で、京都留守居は、10万石以上の大規模大名、ないしは政治的な有力大名が設置していたものであり、必然的に、政局動向への関与も積極的であったと思われる。
- (6)さらに、京都留守居の研究が進んでいないのは、これに関わるまとまった史料が発見されていないためでもあると考えられた。

2. 研究の目的

- (1)上記のような背景を踏まえ、研究としての目的は、まず、京都留守居の職制や職務としての活動実態を、具体的に明らかにすることである。
 - (2)ついで、とくに19世紀後半の、いわゆる幕末期において、諸大名が京都の公家側と連携して政治活動を行なうにあたり、京都留守居が現実の政局動向に、どのように関与したかを、明らかにすること、また逆に言えば、京都留守居の活動を通して、当該期の政局動向を、より深く具体的に考察することである。
 - (3)さらに、以上のような考察を通じて、広い意味での公家側と武家側の関係を考え直すことである。つまり、通説的、概説的な認識では、当時の朝廷は、基本的に無力な存在とされ、天皇以下にしても、結局は、強大な軍事力を持つ有力大名の意向に左右される、いわば操られた存在とみなす傾向が根強い。
- これに対し、本研究では、公武交渉の実態を明らかにすることにより、公家側、すなわち朝廷の持つ、権力の特質を明らかにする。

(4)但し、その公家側権力とは、近代的な意味での政治権力と同質ではない。それは、19世紀日本という時代状況に即応した、その意味で特徴的なものであり、いわば文化的な権威という側面を色濃く有する権力であった。この点への着眼を抜きにしては、19世紀の政治的な変動の本質を解明することはできないと思われる。

3. 研究の方法

- (1)研究代表者が勤務する佛教大学の附属図書館には、越後国新発田の大名、溝口家の京都留守居であった、寺田家に伝来した史料群約3千点が所蔵されている。その存在自体、これまでは学界にも知られず、したがって研究にも全く利用されていなかった。
- 本研究では、これらのうち、とくに執務記録にあたる『御用留』の解読を中心にして、京都留守居の職制の実態と、活動状況とを明らかにしようとした。なお、利用する史料は、『御用留』を中心とするとはいえ、これらに付随する文書群は、手控え、書状、勘定帳など、極めて広汎にわたり、素材には事欠かない状況であった。
- (2)主に対象にする人物として、文久3年(1863)から、京都留守居に任命された寺田喜三郎を採り上げた。その頃は、14代将軍徳川家茂が初めて上洛を行ない、またこれに伴って、全国の主要な大名が上京し、京都が一気に全国の国政の中心地となる時期である。それ以降の寺田喜三郎の活動を通じて、公家と武家が相互に、どのような関係を取り結び、政局の展開に、どのように関わってゆくのか、また、その過程で、京都留守居はどのような役割を担うのかを明らかにしようとした。
- (3)また、新発田藩溝口家と、他の大名家とが、京都留守居を通じて、どのように連携を取って活動しているかについても、検討した。
- (4)関係史料として、新潟県新発田市立図書館には、新発田藩政史料が膨大に所蔵されており、同図書館への訪問調査を実施、寺田家文書との突き合わせを行った。但し、その史料群も未整理であり、完全な調査と活用は、今後の課題である。また、東京大学史料編纂所にも溝口家文書が所蔵され、その調査も行った。
- (5)技術的な面についていえば、まず寺田家文書『御用留』26冊を、すべてデジタル撮影してDVDに収録し、PCのモニター画面で閲覧できるようにした。この方法を採用することで、史料解読の能率が、原文書を図書館で閲覧する方法に比べて、飛躍的に向上した。さらに、研究費の使途として許す限り、主要な史料をDVDに収録した。

4. 研究成果

- (1)寺田家は元来、呉服商「桔梗屋」を営む京都町人であったが、19世紀初めには、溝口家の「用聞」を務めるようになり、さらに文久3年(1863)に、喜三郎の代に至って、溝

口家の土分に取り立てられ、京都留守居を命ぜられた。その後、慶応3年(1867)に至る迄、諸大名の類役や公家側と密接に連絡を取りながら、政治活動に携わってゆく様相を具体的に明らかにした。なお、「寺田」の苗字は、喜三郎の先々代にあたる喜右衛門が「京都御用聞」として召し抱えられた際に、許されたものである。

(2)喜三郎の代以前にも、「用聞」として、寺田家が、溝口家と縁家の公卿、久世家との間の儀礼に関わる使者や、あるいは新発田の国許から上京する家来の滞京中の世話係りを務めていた様相や、また拠点としての京都屋敷を、文久3年(1863)8月に確定させることなど、留守居としての具体的な職務内容が、相当程度、明らかになった。

(3)慶応3年(1867)に至り、政治情勢が緊迫化するなかで、15代将軍徳川慶喜は、10月13日、諸大名の重臣を二条城大広間に召集し、政権奉還についての諮問を行ったが、寺田喜三郎は、これに列席した。その当事者である喜三郎の自筆記録を、寺田家文書中から、発見した。

この諮問の事実自体は、『徳川慶喜公伝』により、周知のものであるが、10月12日に行われた幕府有司に対する諮問と混同されることが多い。これについて、実際の参加者の自筆記録の発見と紹介は、学界においても初めてである。これによって、諸大名重臣または留守居の招集が、どのような手続きにおいて行われたのか、また諮問の場において、どのような行為がなされたのかも明らかにしえた。

さらに、その約2ヶ月後の12月9日に「王政復古」政変が引き起こされるが、その前後の時期において、新発田藩など非当事者の諸藩が、全般の政治情勢をどのように把握し、どう対応しようとしたのか、を検討した。さらに、その状況把握を踏まえ、諸藩が、朝廷に対し、連名で建白活動を行なっている様相など、具体的な政治状況を明らかにした。

(4)寺田喜三郎は、明治元年(1868)12月に、改めて80石の知行取りに昇格した。しかし、明治2年6月に実施された版籍奉還により、大名家としての溝口家は解消され、喜三郎自身は、「新発田藩士族」として家禄21石を給付される立場になった。

その後、喜三郎自身の記録により、明治11年金禄公債証書が交付されるまでの経過を明らかにした。喜三郎は、公債証書の写しをも丁寧に書き残しているが、これらは、土族の生活実態を明らかにしうる稀有の史料であり、今後、藩の制度実態と共に、明治初年の政治史を解明する大きな手掛かりとなると予想される。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

— 青山忠正、大政奉還後の政治状況と諸藩の動向、佛教大学歴史学部論集、査読無、7号、2017、131 - 139

<http://archives.bukkyo-u.ac.jp/rp-contents/RO/0007/RO00070R131.pdf>

— 浅井良亮、京都留守居研究覚書 - 藩邸・御用・縁家 -、佛教大学大学院紀要、文学研究科篇、査読有、44号、2016、17 - 34

<http://archives.bukkyo-u.ac.jp/rp-contents/DB/0044/DB00440R017.pdf>

— 青山忠正、通商条約の勅許と天皇、佛教大学歴史学部論集、査読無、5号、2015、55 - 66

<http://archives.bukkyo-u.ac.jp/rp-contents/RO/0005/RO00050R055.pdf>

— 青山忠正、浅井良亮、新発田藩京都留守居寺田家と寺田家文書、佛教大学歴史学部論集、査読無、4号、2014、17 - 33

<http://archives.bukkyo-u.ac.jp/rp-contents/RO/0004/RO00040R017.pdf>

〔学会発表〕(計1件)

青山忠正 通商条約の勅許と孝明天皇、筑波大学人文・文化学群シンポジウム「グローバルヒストリーと異文化理解」、2014年10月25日、つくばサイエンスインフォメーションセンター(茨城県つくば市)

〔図書〕(計1件)

青山忠正、清文堂出版、明治維新を読みなおす 同時代の視点から、2017、220

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等、なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

青山 忠正 (AOYAMA, Tadamasa)
佛教大学・歴史学部・教授
研究者番号：30159305

(2) 研究分担者 なし

()

研究者番号：

(3) 連携研究者 なし

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

浅井 良亮 (ASAI, Ryosuke)
佛教大学大学院文学研究科日本史学専攻博士後期課程学生、2017年4月から国立公文書館・アジア歴史資料センター・研究員

稲吉昭彦 (INAYOSHI, Akihiko)
大阪府枚方市教育委員会市史編纂室員

尾脇秀和 (OWAKI, Hidekazu)
佛教大学総合研究所特別研究員

高田祐介 (TAKADA, Yusuke)
佛教大学非常勤講師